

緑化空間創出事業補助金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市における緑の景観づくりを促進するため、緑化空間創出事業の補助金に関し、宮崎市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高木 成木に達したときの樹高が4 m以上の樹木をいう。苗木の場合は樹高が2 m以上の樹木とする。
- (2) 中木 成木に達したときに樹高が2 m以上の樹木をいう。苗木の場合は樹高が1 m以上の樹木とする。
- (3) 生垣 成木に達したときの樹高が1.0 m以上かつ前面が概ね連続して緑化されるよう配置された樹木で、前面にブロック積み等の構造物(ただし、樹木を固定するための簡易な土留ブロック積み等は除く。)がないものをいう。
- (4) 壁面緑化 つる性植物を用いて、壁面が概ね水平に連続して緑化されるよう配置されたものをいう。
- (5) 低木 成木に達したときの樹高が2 m未満の樹木をいう。
- (6) 平面緑化 芝、つる性植物等を用いて、概ね水平に連続して緑化されるよう配置されたものをいう。
- (7) 屋上緑化 建築物の屋上において、中高木、低木等の樹木を用いて緑化されたものをいう。

(補助対象工事)

第3条 補助の対象となる工事は、専用住宅、店舗付住宅、会社事務所、店舗等の建物を有する民間施設において実施する緑化工事、または公共の道路に8 m以上接する民間駐車場において、公共の道路から十分見える場所に植栽する緑化工事とする。ただし、以下における緑化工事は除く。

- (1) 宮崎市緑のまちづくり条例に基づく緑化計画書の届出が必要なもの、又は現に届出したもの。
- (2) 民間駐車場においては、駐車場内に駐車場を管理する簡易な建物以外の店舗、住宅等の建築物があるもの。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- (1) 専用住宅、店舗付住宅、会社事務所、店舗等の建物を有する民間施設の場合は、本市に所在する土地を所有又は管理し、かつ当該土地にある建物を所有する者で、当該箇所において対象となる緑化工事を行う者
- (2) 民間駐車場の場合は、本市に所在する土地を所有又は管理し、当該箇所において対象となる緑化工事を行う者

2 市税を滞納していない者とする。

(補助金の交付対象条件)

第5条 補助金の交付対象条件は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は別表のとおりとする。ただし、次に掲げる工事における当該費用を緑化工事費に合算してもよいものとする。

- (1) 植栽するために必要な舗装、ブロック塀等の取り壊し工事
- (2) 植栽柵等の設置や樹木を固定する支柱設置
- (3) 生垣にあつては樹木を固定するための簡易なネットフェンスやこれに類する透過性のあるフェンスの併設、及び既存塀の取り壊し工事
- (4) その他植栽するために必要最小限の工事

(樹木の管理)

第7条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業によって設置した緑化について自ら適切な管理に努めること。

(補助金の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、当該緑化工事に着手する前に、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 工事設計図(植栽平面図、植栽断面図等)
- (2) 所在図(ゼンリン地図等)
- (3) 工事費見積書又は計算書
- (4) 工事着工前写真(現況写真)
- (5) 市税納税証明書又はその写し、あるいは納税を証明することができるもの(申請日前2週間以内のもの)

(補助金の交付の決定)

第9条 前条の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては補助金の交付を決定し、補助金交付決定書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第10条 補助金の交付の決定通知を受けた後に、当該事業計画を変更しようとする者は、

補助事業計画変更承認申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。但し、軽微なものについては、この限りでない。

（1）工事設計図（植栽平面図、植栽断面図等）

（2）工事費見積書又は計算書

2 前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、これを承認し、補助金交付変更承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（完了届）

第11条 交付の決定を受けた者は、緑化工事が完了した際、ただちに完了届（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

（1）工事費の支払いに係る領収書の写し（完了届時点で提出できない場合は、工事決算書又は工事費支払い請求書とする。この場合においては、領収書の受領後速やかに領収書の写しを提出しなければならない。）

（2）工事完了写真

（3）補助金請求書（様式第6号）

（補助金の確定）

第12条 完了届の内容を審査し、その成果が補助金交付内容に適合すると認めるときは、補助金交付確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 前条により確定した額を事業の終了後に交付するものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

生垣づくり等推進事業補助金要綱は廃止する。

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

この要綱は平成23年4月1日から施行する。